



2021年10月20日

各 位

会 社 名 株式会社ニッチツ
代 表 者 代表取締役社長 廣瀬 靖夫
(コード番号：7021 東証第2部)
問 合 せ 先 代表取締役副社長 管理本部長
松原 祐生
(TEL. 03-5561-6200)

臨時株主総会招集に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日、取締役会において、2021年12月下旬頃に開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本日付け「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」（以下「本プレスリリース」といいます。）にて別途開示しているとおり、本日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしました。

本プランは、当社取締役会の決議により導入され、有効期間を本臨時株主総会終結の時までとして本日付けで効力を生じるものです。当社は、本プレスリリースにてお知らせしたとおり、株主の皆様のご意思を尊重するという観点から、本臨時株主総会においてその更新を議案としてお諮りさせていただくことといたしました。なお、本臨時株主総会において上記議案につき、株主の皆様のご承認が得られない場合には、本プランは直ちに廃止されます。

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2021年11月12日（金）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使できる株主といたします。

(1)	公告日	2021年10月28日（木）
(2)	基準日	2021年11月12日（金）
(3)	公告方法	電子公告（当社ホームページに掲載いたします） http://www.nitchitsu.co.jp/

2. 本臨時株主総会について

本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案等の詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。

以上